

令和元年度 答申第3号

(令和元年11月19日)

宝塚市行政不服審査会

答 申 第 3 号
令和元年11月19日
(2019年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市行政不服審査会
会長 芝 池 義 一

預金の払戻請求権の差押処分に対する審査請求に係る裁決について（答申）

平成31年（2019年）4月18日付け宝塚市諮問第8号で諮問のあった預金の払戻請求権の差押処分に対する審査請求に係る裁決について、当審査会は、慎重に審査した結果、別添のとおり答申します。

別添において、審査請求をした[REDACTED]を「審査請求人」といいます。また、宝塚市長を「処分庁」又は「審査庁」と呼びます。

第1 審査会の判断

本件審査請求を却下する、との審査庁の判断は、妥当である。ただし、平成25年3月28日の審査請求人との協議には債務承認の効力が認められず、本件預金払戻請求権の差押処分には、同処分の執行時点で時効消滅している宝塚市国民健康保険税が含まれており、その限りにおいて同処分は違法であることから、相応の対応が検討されるべきである。

第2 事案の概要

1 本件審査請求は、処分庁が行った審査請求人が第三債務者に対して有する預金の払戻請求権に対する差押処分について、差押えの前提となる未納額、延滞金額に誤りがあり、違法であるとして、当該差押処分の取消しを求めるものである。

2 関係法令の定め

(1) 国民健康保険税の課税

ア 市町村は、目的税として国民健康保険税を課することができる（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第6項第5号）。

イ 国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険に要する費用に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができ（法第703条の4第1項）、処分庁は、世帯主に対して国民健康保険税を課している（宝塚市国民健康保険税条例第1条）。

(2) 国民健康保険税の課税

国民健康保険税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによって、普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならない（法第706条第1項）。

国民健康保険税の納期は、当該地方団体の条例で定めるものとされ（法第705条第1項）、処分庁は、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の第1期から第9期までの納期として、それぞれ、7月1日から同月31日まで、8月1日から同月31日まで、9月1日から同月30日まで、10月1日から同月31日まで、11月1日から同月30日まで、12月1日から同月26日まで、翌年1月1日から同月31日まで、2月1日から同月末日まで、3月1日から同月31日までと定めている（宝塚市国民健康保険税条例第9条第1項）。

(3) 国民健康保険税の督促及び督促手数料

納税者が納期限までに国民健康保険税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、処分庁の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない（法第726条、宝塚市市税条例第21条第1項本文）。

市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによって、手数料を徴収することができ（法第727条）、処分庁に

においては、徴税吏員は、やむを得ない場合があると認める場合でない限り、督促状1通につき60円の督促手数料を徴収しなければならない（宝塚市市税条例第22条）。

(4) 消滅時効の起算点等

ア 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限（督促手数料又は滞納処分費については、その徴収権を行使することができる日）の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する（法第18条第1項本文及び同項第2号）。

イ 地方税の徴収権の時効については、法に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する（法第18条第3項）。

(5) 時効の中断

ア 地方税の徴収権の時効は、納付の告知ないし督促に係る部分の地方団体の徴収金につき、納付の告知ないし督促の効果が生じた時に中断し、納付に係る告知の場合には、その告知に指定された納付に関する期限までの期間、督促の場合には督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間を経過した時から更に進行する（法第18条の2第1項）。

イ 地方税についての地方税の徴収権の時効が中断し、又は当該地方税が納付され若しくは納入されたときは、その中断し、又は納付され、若しくは納入された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権につき、その時効が中断する（法第18条の2第5項）。

3 審査請求に至る経緯及び基礎事実

(1) 審査請求人

宝塚市国民健康保険に加入する者である。

(2) 宝塚市国民健康保険税の滞納

審査請求人は、宝塚市国民健康保険税について、各期別の納期限までに納付しなかった。

(3) 督促状の発送

上記(2)について、処分庁は、各納期限からおおむね20日以内に督促状を発送したが、審査請求人は当該各督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにおいて、各督促に係る宝塚市国民健康保険税を納付しなかった。

(4) 債権の差押え

処分庁は、平成29年(2017年)2月8日、審査請求人が第三債務者である株式会社■■■■銀行に対して有する下記の預金の払戻請求権を差し押さえた（以下「本件処分」という。）。

取扱店名：■■■■銀行 ■■■■支店

預金種類：■■■■

口座番号： XXXXXXXXXX

預金残高：金 1, 303, 516 円の内金 334, 940 円

(5) 差押調書（謄本）の送達

上記(4)に係る差押調書（謄本）は、処分庁から審査請求人に対して平成29年(2017年)2月14日付けで配達証明郵便により送達された。

(6) 差押債権の取立

上記(4)において処分庁が差押えをした債権は、処分庁において同年2月15日付けで取立てが決議された。

(7) 配当計算書

上記(6)により取立てにより換価された預金の払戻請求権は、平成29年(2017年)3月1日付けで、配当期日を同月8日として、処分庁に対して全額を配当することが決定された。

(8) 充当

上記(7)による配当を受け、平成29年(2017年)3月8日、処分庁は当該配当を審査請求人が滞納していた平成20年度から平成28年度までの宝塚市国民健康保険税の各期別の本税、督促手数料及び延滞金に充当した。

(9) 審査請求書の提出

平成29年(2017年)5月15日、審査請求人は上記(4)に係る処分を不服として、審査請求書を提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 処分庁の主張

(1) 本件処分の消滅

本件処分は、国税徴収法第47条及び第62条の規定に基づき適法に執行し、同法第67条第1項に規定する取立権を行使することによって、平成29年(2017年)3月1日付けで第三債務者から金銭の支払を受け、その目的を達して効力が消滅している。

よって、本件処分の取消しを求めることは、法律上の利益を有するものではないため、不適法なものと言わざるを得ない。

(2) 課税処分に対する不服申立期間の徒過

審査請求人は、本件処分のもととなった滞納の国民健康保険税について、所得がないとの申告が反映されておらず間違いがある旨主張するが、国民健康保険税に係る賦課決定処分に対する不服は、平成28年3月31日以前においては賦課決定処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを、同年4月1日以降については賦課決定処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求を、それぞれ行わなければならないところ、いずれも

期間を徒過しており、その内容を争えない。

(3) 各年度の国民健康保険税の課税及び減免について

各年度の国民健康保険税の課税及び減免については、以下のとおりである。

なお、課税資料の保存期間が5年間であるため、保存期間を超えている平成20年度から平成23年度までについては、滞納となっている課税額から推測したものである。

また、年度によって期別の税額が異なるのは、審査請求人が保険税申告をした時期が年度によって異なるためである。

ア 平成20年度

当初課税額 : 68,200円(前年度所得を基礎として算定)

減免後課税額 : 56,100円(失業を理由とする減免による。)

イ 平成21年度

当初課税額 : 70,200円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 20,900円(平成23年6月の保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

ウ 平成22年度

当初課税額 : 70,200円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 20,900円(平成22年10月の保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

エ 平成23年度

課税額 : 20,900円(保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

オ 平成24年度

当初課税額 : 71,700円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 21,300円(保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

カ 平成25年度

課税額 : 21,300円(保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

キ 平成26年度

当初課税額 : 71,700円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 21,300円(保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

ク 平成27年度

課税額 : 22,700円(保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思量される。

ケ 平成28年度

当初課税額 : 85,400円 (所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 23,100円 (保険税申告による。)

世帯構成員が父、母及び審査請求人であり、減免対象外と思料される。

コ 平成29年度

当初課税額 : 26,500円 (保険税申告による。)

減免後税額 : 0円 (世帯所得がないことを理由とする減免による。)

世帯構成員が母及び審査請求人であり、減免対象である。

以上のとおりであり、審査請求人において取り得る手続は全て実施されており、処分庁が国民健康保険税の減免に関する説明を怠ったとする審査請求人の主張には理由がない。

(4) 国民健康保険税に係る申告及び減免に係る手続の周知について

処分庁においては、広報誌、ウェブサイト、国民健康保険税申告書の郵送、納税通知書の郵送等で、市民向け、被保険者向けの周知を行っている。

(5) 債務の承認による時効中断について

平成25年(2013年)3月28日に本人が市の窓口において債務を承認した、とする交渉経過が残されており、国民健康保険税に係る時効は中断しており、差押えに係る本税額、督促手数料額及び延滞金額に誤りはない。

2 審査請求人の主張

(1) 未納額、延滞金額の誤りについて

平成20年度(2008年度)以降、毎年、市国民健康保険課において国民健康保険税の申告書を提出し、所得がない旨の申告をしていたにもかかわらず、特に平成23年度(2011年度)までの間、申告の内容が反映されておらず、未納額、延滞金額に誤りがあり、本件処分は違法である。

(2) 減免について

平成29年度(2017年度)に入ってから初めて国民健康保険税の減免に関する制度を市から説明を受けたが、平成20年度(2008年度)から今日まで状況が全く同じであり、当時に制度を知っていれば、減免を受けることができたはずであり、市の対応に問題がある。

(3) 国民健康保険税に係る申告及び減免に係る手続の周知について

上記(1)及び(2)のとおり、申告及び減免の手続が適切に行えなかったのは、処分庁による制度の説明が不十分であるためである。

(4) 差押えに関する事前の通知について

事前に何らの通知もなく、いきなり差押えを執行するのは不適切である。

(5) 時効の中断について

ア 課税に関する資料については5年以前のものは処分庁に記録がないのにもかかわらず、請求についてはできる、というのは問題である。

イ 各年度分の国民健康保険税の課税決定通知が届いた段階で、当該年度分については減額等の相談に行っていたことは認めるが、滞納に関する相談をした事実はない。

第4 理由

1 本件処分の消滅について

本件処分は、平成29年(2017年)2月15日付け、国税徴収法第67条の規定による処分庁による取立権の行使により消滅しており、本件処分に対する審査請求の利益は消滅している。

以上により、本件審査請求は却下を免れない。

2 職権による判断

本件審査請求に対する判断は、上記1のとおりであるが、本件処分の前提となる滞納税額について審査請求人が疑義を主張しているため、以下のとおり職権で判断する。

(1) 国民健康保険税の課税について

審査請求人は、特に平成23年度(2011年度)までの国民健康保険税の課税額について、所得がない旨の申告書の内容が反映されていない旨、主張する。

しかし、処分庁の主張及び差押調書(謄本)別紙の未納明細書の記載からも、以下のとおり税額が決定されていることが見て取れる。

ア 平成20年度

当初課税額 : 68,200円(前年度所得を基礎として算定)

イ 平成21年度

当初課税額 : 70,200円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 20,900円(平成23年6月の保険税申告による。)

ウ 平成22年度

当初課税額 : 70,200円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 20,900円(平成22年10月の保険税申告による。)

エ 平成23年度

課税額 : 20,900円(保険税申告による。)

オ 平成24年度

当初課税額 : 71,700円(所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 21,300円(保険税申告による。)

カ 平成25年度

課税額 : 21,300円(保険税申告による。)

キ 平成26年度

当初課税額 : 71,700円 (所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 21,300円 (保険税申告による。)

ク 平成27年度

課税額 : 22,700円 (保険税申告による。)

ケ 平成28年度

当初課税額 : 85,400円 (所得に係る申告がなかったことによる。)

更正後税額 : 23,100円 (保険税申告による。)

以上のとおり、平成20年度は前年度所得を基礎として算定しているほか、平成21年度以降については、課税時点であるか課税後の時点であるかの違いはあるものの、結果として所得がない旨の国民健康保険税申告に基づいて税額が算定されており、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 国民健康保険税の減免について

審査請求人は、平成29年度(2017年度)においては、審査請求人本人に収入がないことを理由とする国民健康保険税の減免により税額が0とされているのに対して、同様に審査請求人本人に収入がなかった平成20年度(2008年度)から平成28年度(2016年度)までの各年度分の国民健康保険税については、窓口で減免の手續の案内がなされず、減免を受けることができなかったものであり、そのような取扱いは違法である旨主張する。

しかし、各年度において上記(1)のとおり決定された税額に対して、減免の措置の要否が決定されていることが見て取れる。

ア 平成20年度

当初課税額 : 68,200円 (前年度所得を基礎として算定)

減免後課税額 : 56,100円

世帯構成員は父、母及び審査請求人である。

審査請求人本人の失業を理由として、減免を行っていたと思料される。

イ 平成21年度

更正後税額 : 20,900円 (平成23年6月の保険税申告による。)

世帯構成員は父、母及び審査請求人である。

(1)イ記載のとおり、被保険者である審査請求人に平成20年中に所得がなかったことを前提として税額は決定されている。

その上で、父及び母に年金収入があり、全ての世帯員の収入の合計額が最低生活の維持が困難であるとされる収入金額を上回っていたことから、減免対象外とされたと思料される。

ウ 平成22年度

更正後税額 : 20,900円 (平成22年10月の保険税申告による。)

平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。

- エ 平成23年度
課税額 : 20,900円 (保険税申告による。)
平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。
- オ 平成24年度
更正後税額 : 21,300円 (保険税申告による。)
平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。
- カ 平成25年度
課税額 : 21,300円 (保険税申告による。)
平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。
- キ 平成26年度
更正後税額 : 21,300円 (保険税申告による。)
平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。
- ク 平成27年度
課税額 : 22,700円 (保険税申告による。)
平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。
- ケ 平成28年度
更正後税額 : 23,100円 (保険税申告による。)
平成21年度と同様の理由により、減免対象外とされたと思料される。
- コ 平成29年度
当初課税額 : 26,500円 (保険税申告による。)
減免後税額 : 0円
世帯構成員が母及び審査請求人のみである。
第3の1(3)コ記載のとおり、被保険者である審査請求人に平成28年中に所得がなかったことを前提として税額は決定されている。
その上で、母に年金収入があるのみであり、全ての世帯員の収入の合計額が最低生活の維持が困難であるとされる収入金額を下回っていたことから、減免対象である。

以上のとおり、①前年度収入を基礎として課税され、課税時点において失業状態であり、収入が激減した平成20年度、②審査請求人自身の収入はないが、年金収入がある父及び母と同居しており、収入金額の合計額が最低生活の維持が困難であるとされる収入金額を上回っていた平成21年度から平成28年度まで、③審査請求人自身の収入はなく、かつ、同居者が年金収入がある母のみとなり、収入金額の合計額が最低生活の維持が困難であるとされる収入金額を下回っていた平成29年度、というように、各年度において審査請求人及びその世帯の状況が異なることから、それに伴って処分庁の減免の措置の可否についての判断が異なることをもって違法又は不当であるとは評価し得るものでなく、審査請求人の

主張には理由がない。

(3) 国民健康保険税の時効中断について

審査請求人は、市窓口で滞納税についての納税交渉を行った事実はなく、分割納付誓約書を処分庁に提出しておらず、処分庁作成の経過記録も内容自体が虚偽であり、債務承認の事実がない旨主張する。

これに対し、審理員意見書では、審査請求人が市窓口で行ったのは、国民健康保険税の滞納があることを承知した上での協議であり、審査請求人の行った申出は法的には支払の猶予を求めているものと評価され、また、市税分割納付計画書は、窓口で聞き取りした納付計画に基づいて滞納整理システムに入力し、随時作成され、作成された内容が経過詳細一覧に自動的に記録されるものであるため、その記録の前提となる納税交渉自体がなかった、とする審査請求人の主張は採用できないと述べられている。

この点、経過詳細一覧の記載から、平成25年3月28日に、審査請求人が市窓口で納税交渉を行った事実自体は認められる。

しかし、その具体的な交渉内容として、審査請求人が支払の猶予を求めた旨の記載はない。むしろ、「国保の制度や生活保護について不満を持っている。」「本人なりの論理を主張する。」との記載からすれば、審査請求人が、納付義務自体に不満を持っていたことが窺える。

市窓口の対応としても、「滞納が増えないように2千円に減額して分納続けるよう説得したが、納めるかは？」とされており、減額しての分割納付が市側からの提案であったこと及びこれに対して審査請求人が明確な同意はしていなかったことが推認される。

そして、これを裏付ける様に、審査請求人は、交付された分割納付誓約書を提出していない（無論、分割支払も一切していない。）。

かかる事実関係の下において、平成25年3月28日に審査請求人が債務の承認を行ったと評価することは、かなり無理があると言わざるを得ない。

本件処分のうち、本件処分時において債務承認が存在しないことを前提とする時効期間が経過している部分については、重大かつ明白な違法性があると言うべきである。それゆえ、審査庁は本答申を受けて相応の検討をすべきである。

第5 判断

以上のとおりであるから、本件審査請求を却下する、との審査庁の判断は、妥当であるが、平成25年3月28日の審査請求人との協議には債務承認の効力が認められず、本件預金払戻請求権の差押処分には、同処分の執行時点で時効消滅している宝塚市国民健康保険税が含まれており、その限りにおいて同処分は違法であることから、相応の対応が検討されるべきである。

第6 調査審議の経過

1 宝塚市行政不服会委員名簿

氏 名	役 職 等
芝池 義一 (会長)	京都大学名誉教授 (行政法)
岡本 英子 (会長代理)	弁護士 (大阪弁護士会)
上入佐 輝史 (常任委員)	弁護士 (兵庫県弁護士会)
南 園子 (臨時委員)	税理士 (近畿税理士会)

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成31年4月18日 (2019年)	諮問
2	令和元年5月13日 (2019年)	事務局による説明
3	令和元年8月5日 (2019年)	事務局による説明
4	令和元年9月13日 (2019年)	審査
5	令和元年10月10日 (2019年)	審査
6	令和元年11月19日 (2019年)	審査及び答申